

別紙3（第24条関係）

東京の木多摩産材認証制度実施要領第24条に定める「認定料等」については次のとおり定める。

（認定事業者の認定料等）

- 1 認定事業者の認定にあたっては、初年度認定時には認定料を、次年度以降は更新認定料を徴収する。
 - （1）登録事業者の認定料等の徴収は、当面の間、製材業者及びチップ等業者の業務区分の者を徴収対象とし、一個人・法人等の単位で徴収する。
なお、登録事業者が複数の徴収対象の業務区分の認定を受ける場合も、認定料等は業務区分毎に徴収するものとする。
 - （2）利用事業者の認定料等の徴収は、全ての利用事業者を徴収対象とし、一個人・法人等の単位で徴収する。

（納付時期、金額及び免除等）

- 2 認定料は初回認定時に、更新認定料は認定した年度の次年度から毎年度当初に徴収する。
 - （1）登録事業者（製材業者及びチップ等業者）の認定料等及びシール販売手数料の金額は、次の各号のとおりとする。
 - （ア）認定料 30,000 円/初年度
 - （イ）更新認定料 10,000 円/年度（ただし、第14条第2項の見做し規定による利用事業者に係る更新認定料を含むものとする。）
 - （ウ）シール販売手数料 30 円/枚
 - （2）利用事業者の認定料等の金額は次の各号のとおりとする。
 - （ア）認定料 30,000 円/初年度
 - （イ）更新認定料 10,000 円/年度